## 〇総務省令第二十九号

森林法等の一 部を改正する法律 (平成二十八年法律第四十四号) 及び地方交付税法等の一 部を改正する法

 $\mathcal{O}$ 律 五. (平成二十九年法律第三号)  $\mathcal{O}$ 垂 地 方財 政 法 施 行令 (昭 0 施 和二十三年政令第二百六十七号) 行 に伴 V. 並  $\mathcal{C}^{k}$ に 地 方財 政法 昭 第十二条第四 和二十三年法律第 号及び第三十一 百 [九号) 第三十三条 条 並 び に 森

林  $\mathcal{O}$ 間 伐等  $\mathcal{O}$ 実施  $\mathcal{O}$ 促 進に 関す る特別措置法 (平成二十年法律第三十二号) 第七条第一項の 規 定 に . 基 づ き、

地 方 債に関する省令及び森林の 間伐等 で実施 の促進に関する特別措置法第七条に規定する特定間伐等の 実施

一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

又

は

助成に要する経費等を定める省令の

総務大臣 山本 早苗

地 方 債に関する省令及び 森林 0 間伐等  $\bigcirc$ 実施 の促進に関する特別措置法第七条に規定する特定間 伐等

 $\mathcal{O}$ 実 施 文は 助成に要する経費等を定める省令の一 部を改正する省令

(地方債に関する省令の一部改正)

第一 条 地方債に関する省令 (平成十八年総務省令第五十四号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第七条第三号口中「独立行政法人森林総合研究所」 を 「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、

第十二条第四号」 を 「第十二条第六号」に改 いめる。

第十四条第二 項 中 三年 前 を 匹 年 前 に 改 8 る。

第

条

 $\mathcal{O}$ 

第

項

中

地

方

揮

発

油

譲 与

税

及

交通

安全

対策特別

別

交付金」

を

発 油

譲

与税

十四四 び 「 及 び 地方揮

12 改 め、 指 定 (都市) の 下 に \_ (附則第二条第二項第二号及び第三号に お 7 7 「 指 定 都市」という。

を加え、 石 油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金」を「及び石油ガ ス譲与税」 に改める。

附 則第二条第二 一項第 号イ中 **「**ロ において単に」 を 「ロ及び次号において」 に改め、 同 項第二号中 市

町 村 の 下 に (指定都 市を除く。 を加え、 同号を同項第三号とし、 同項第一 号の次に次  $\mathcal{O}$ 号を加

える。

指 定 都市 1 及 び 口 に 掲げる 額 の合算 額

1 前 項第二号の例に よる額 **(教** 職 員に係る部分に限る。 に百分の十八を乗じて得た額

口 前 項第二号の 例に よる額 **(教** 職 員に係る部 分を除く。 に 百分の二十三を乗じて得 た

附則第· 七 条第 項 中 平 成二十八年度及び」 を削 り、 同 条第 項中」 の 下 に 「「及び 地方揮発油 譲 与

税 金、 全対 税  $\mathcal{O}$ 項 法 は 分離 策 等 とあ 中 特  $\mathcal{O}$ るのは 別 課 同 石 部を 税所得割交付金 交付 油 条第 ガ 金 改 ス 譲 項 正 地方揮 と、 す 笋 中 Ź 税 . 及び: 法  $\mathcal{O}$ 「 及 び 律 下 発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、 (地 交通安全対策特 に 平 方税 石  $\neg$ ·成二十· 油 及び 法 ガ ス譲 (昭 地 九 和 与 年 方 別交付 <u>二</u>十 法 税 揮 律第三号) 発 とあ 五. 油 年法律第二百二十六号) 金」と、 譲 るの 与 税 第三条の は 」を、 とあ 石 る 規定に 油  $\mathcal{O}$ 「地方債 ガ は ス 譲 ょ 「及び石油 附 る 与 地  $\mathcal{O}$ 改 額 則 税 方 第七 及び」 揮 正 交通. 発 前 条 ガス譲与税」とある 油  $\bigcirc$ 安 0  $\mathcal{O}$ 譲 下に 兀 を加 全 与 対 税  $\mathcal{O}$ え、 規 策 及 地地 定に 特 び 交 別 方 同 交付 交付 ょ 通 条 第 り 安

第 割 臨 五. 条第 時 交付 七 項 金  $\mathcal{O}$ (地 規 方税法 定 に ょ 及び り 指 航空機 定 都 市 燃料 に 対 譲 L 交付 与 税 する 法  $\mathcal{O}$ ŧ 部を改  $\mathcal{O}$ とされ 正す る道 んる法律 府 県 民 平 税 -成二十·  $\mathcal{O}$ 所 得 九 割 年 に 係 法 る交付 律第二号) 金を いう。 附 則

指

定都

市

に

対し交付するものとされる分離

課税に係る所得割に係る交付金をいう。

及

八び道

府

県民

税

所得

を、 額 並 び に  $\mathcal{O}$ 下 に 地 方交付 税法 等  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す Ź 法 律 平 ·成二十 九 年 法 律 第三号)

第三 条 0 規定に . よる改 正 前  $\mathcal{O}$ 法第三十三条 O五. の二第 項の 規定により起こすことができることとされた

地 方 債 0 額 及び」 を加え、 同 条に次の三項を加 え る。

3 平 成三十三年度及び平 成三十四年度に おける第十四条の二の 規定 の適用 12 ついては、 同条第 項中

入公債 三十三条 ŋ とさ び 方 油 及び地方揮発油 指 航 ガ 税 法 定 空 れ ス 費 譲 都 機 る **以与税**」 市 分離 昭 燃料  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額 五. に 和 の二第 及 対 <u>-</u> 課 譲 とあ び算入準公債 し交付 与 譲与税」とあるのは 税 税 五. に 年 法 係 る 法 のは するも 項 0) る  $\mathcal{O}$ 律第二百二十六号) 所 規定に 部 得 費 を改 のとされる道 割 石  $\mathcal{O}$ に 油 より起こすことができることとされ 額」 正 係 する法律 る交付 ガス とあるのは 譲 地 方揮 府県民税の 与 金 税、 附 を 平 則 発油 1 ·成二十 う。 第 交通 譲与税及び交通安全対策 七 安全 所得 算入公債費 条 九 及  $\mathcal{O}$ ·対策特: 年 割に係る交付金をいう。 び 兀 -法律: 道  $\mathcal{O}$ 規 府 別交付 の額及び算 県 定に 第二号) 民 た 地 ょ 税 り指 金、 所 方 附 得 分 離 債 定 入準公債 則 特別交付金」と、 割 第 都  $\mathcal{O}$ 臨 額」 課 五. 市 時 条 交付 税 に 所得 とする。 費 第 対 と の額 七 金 L 交付 項 割 地 交付 並  $\mathcal{O}$ 並 する び 規定 方 及 に 金 び 税 び 石 法 に ŧ に 法 地地 第 算 ょ 及  $\mathcal{O}$ 

4 に係 る 税 五. **0** 年 亚 る 法 は とあ 成三 所 律第二百二十六号) 得割 十 る 石  $\mathcal{O}$ 五 年 に係る交付金をいう。 油 は ガ 度 ス に 譲 地 お 与 方 け 税、 る 揮 附則 第 発 交通· + 油 第七 兀 譲 安全対 条 与 ~ 条 の 二 税 \_ 。 四 及 と 策 び  $\mathcal{O}$ 特別交付 交通 規  $\mathcal{O}$ 規 定 並 定に 安  $\mathcal{O}$ び 全 適 金及び より に算入公債費 対 用 策 に 指 特 つ 分離 定都 7 別 ては、 交付 課 市 だ 対  $\mathcal{O}$ 金 税 額及び算 所 同 得 と、 条 L 割 交付するも 第 交付 入準公債費の 項 及 金 中 び 石 地地 のとされ 及 油 方 び ガ 税法 ス 地 額 譲 方 る分離 与 揮 昭 とあ 税 発 和二十 油 る とあ 課税 譲 0 与

は 算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこ

とができることとされた地方債の額」とする。

5 平成三十六年度以後における第十四条 の二の規定の適用については、 当 分 0 間、 同条第 項中 「 及 び

地 方揮 · 発 油 譲 与税」 とあ る  $\overline{\mathcal{O}}$ は 地 方 揮 光光油 譲 与 税及び 交通安全対策特別 交付。 金 と、 及 Ţ 石 油 ガ

ス 譲与税」とあ るのは 石油ガ ス譲与税、 交通安全対策特別交付金及び分離課税 所得割交付金 (地方

税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 附則第七条の四 の規定により指定都市に対し交付するも のと

される分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。)」とする。

(森林 0 間 伐等  $\mathcal{O}$ 実施  $\mathcal{O}$ 促進に関す る特別措置法第七条に規定する特定間伐等の実施 又は助成に要する経

費等を定める省令の一部改正)

第二条 森林  $\mathcal{O}$ 間 伐等  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 促進 に 関 する特 別措置法第七条に規定する特定間 伐等の実施又は助成に要す

る経費等を定める省令 (平成二十年総務省令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

附則

## (施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(指定: 都 市 にお け る退 職 手当の 合計 額 が著しく多額である部分の算定方法に関する経 過 措 置

2 平成二十 九年 度に お け る第 条の 規定による改 正 後  $\mathcal{O}$ 地 方 債に 関 する省令附 則 第二条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ

る 額 の算定に係 る 同 項第 二号  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい て は、 同号 イ 中 前 項 第 二号  $\bigcirc$ 例 に よる額 **(教** 職 員 に 係

る部分に限る。)」 とあるのは 「当該指定 都市が 退 職手当を支給すべき教職員に対して、 当該指定都 市 文

は 当 該指定都市を包括する都道府県が平成二十八年度において支払 った給料の 総額に相当する額」 同

号 口 中 前 項第二 一号の例 による額 (教職員に係る部分を除く。 )」とあ のるのは 当 |該指 定都 市 が 退 職 手 当

を支給 すべ き職 員 (教職) 員を除く。)に対して、 当該指定都市が平成二十八年度にお *\*\ て支払 0 た給 料  $\mathcal{O}$ 

総額に相当する額」とする。